

毎週火、金曜日発行(但休日と当るとする(翌日))
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 自動車検査証の有効期間の伸長
◇公告 災害救助法による救助の実施(国府町)

告示

鳥取県告示第六十九号

別表の行政区域内に使用の本拠を有する自動車は、それぞれ別表の示す日まで、道路運送車両法第六十一条の二第一項の規定により、自動車検査証の有効期間を伸長する。

昭和三十八年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表

町 村 名	自動車検査証の有効期間の満了する日	伸 長 期 限
東部 佐治村 用瀬町 智頭町 若桜町 国府町のうち旧成器村 旧大茅村 岩美町のうち旧蒲生村	昭和38年1月1日より 昭和38年2月28日まで	昭和38年3月1日まで
中部 関金町 三朝町(ただし旧三朝町を除く)	昭和38年1月1日より 昭和38年3月4日まで	昭和38年3月5日まで
西部 西伯町 溝口町 日南町 日野町 江府町	昭和38年1月1日より 昭和38年3月7日まで	昭和38年3月8日まで

公 告

昭和三十八年一月豪雪による雪害に関し、二月十八日から国府町の区域に災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の規定に基づき、災害救助法による救助を実施する。

昭和三十八年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物として発行日火金

行 者 鳥取県鳥取市東町一丁目
 所 鳥取県鳥取市粟谷町
 定価 一部月額二十五円（簡送料共）
 刷 所 鳥取県鳥取市粟谷町